

令和4年度第1回 北海道消費生活審議会

議 事 録

日 時：2023年3月16日（木）10時00分開会
場 所：道立消費生活センター2F 暮らしの教室

令和4年度第1回北海道消費生活審議会議事録

日 時：令和5年3月16日（木） 10時00分～11時50分

場 所：北海道立消費生活センター2F 暮らしの教室

出席者：別紙「出席者名簿」のとおり

議 題：1 開 会

2 挨拶

3 会長等の選出

4 説明事項

(1) 北海道消費生活審議会について

(2) 第3次北海道消費生活基本計画について

5 議 事（報 告）

(1) 消費生活関連施策推進状況等に関する年次報告

(2) 食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び消費生活条例に基づく行政措置の状況について（令和3年度～4年度）

6 その他

7 閉 会

1 開 会

由水課長補佐

ただいまから、令和4年度第1回北海道消費生活審議会を開会いたします。私は事務局の消費者安全課由水でございます。どうぞよろしく願います。

開会にあたりまして、北海道環境生活部暮らし安全局長、田辺から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶・自己紹介

田辺暮らし

皆様おはようございます。

安全局長

北海道環境生活部暮らし安全局長をしております田辺と申します。消費生活審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は皆様大変お忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。

本審議会は、道民の消費生活の安定と向上を図るために設置をしております。今期で第24期目を迎えますが、8名の方には引き続き、そして7名の

方には新たに、委員に御就任をいただいています。委員就任をお引き受けただいて、改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、近年の消費者をめぐる情勢は、急速なデジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大などを背景に、悪質商法の手口が巧妙化するとともに、消費者自身の意識や消費行動も変化をしております、消費者問題は、ますます多様化、複雑化する傾向にあります。

また、人口減少や高齢化の進展、そして単身世帯の増加、それから、なんといいましてもコミュニケーションのとり方の変化、こういったことによって、地域社会における対応力の低下が懸念をされているところでございます。

こうした状況を踏まえ、道といたしましては、様々な主体との連携体制の構築や人材の確保、そして道のバックアップ体制の強化などを基本的な方針といたしまして、消費者行政を展開しているところでございます。

本日の審議会では、事務局から、消費生活関連施策の推進状況などについての年次報告、それから道が行いました行政措置の状況について御報告をさせていただきますので、委員の皆様からは忌憚のない御意見をたまわりたいと考えております。

結びになりますが、道といたしましては、今後とも、消費者の権利の尊重と自立の支援、これらに向けまして、各般の取り組みを進めて参りますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場より、様々な御意見をたまわりますよう、重ねてお願い申し上げます、私からの開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

由水課長補佐

本日は11名の委員の皆様にご出席いただきまして、委員の過半数が出席されておりますので、北海道消費生活条例施行規則第25条第2項の規定によりまして、会議が成立しておりますことを御報告いたします。なお、本日の審議会は公開とさせていただいておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

議事に入る前にお配りをしております資料の確認をお願いいたします。会議次第、委員名簿ほか、資料1から1-2まで北海道消費生活審議会について。資料2としまして、第3次北海道消費生活基本計画の概要。資料3といたしまして、令和3年の消費生活関連施策推進状況等に関する年次報告の概要と本編。資料4といたしまして、食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく行政措置状況。資料5といたしまして、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の概要と

なっております。お手元におそろいでしょうか。

それでは本日は委員改選後、最初の審議会となりますので、委員の方々から自己紹介をお願いしたいと存じます。時間の制約もありまして、大変恐縮でございますが、一言ずつ、岩野委員より反時計回りでお願いしたいと思っております。それでは、岩野委員お願いいたします。

岩野委員

おはようございます。今回公募で選ばれました岩野知子と申します。よろしくお願いいたします。消費者代表でございますが、業務といたしましては、札幌市消費者センターで相談業務を5年ほどやっております。それ以前は東京都で消費生活相談の関連業務に就いておりまして、消費者行政は7年の経験ということでございます。

そして、全国消費生活相談員協会の北海道支部の会員としての活動も行っております。先ほど、くらし安全局長から御案内のありました、消費者をめぐるテーマは、まさにそのとおりだなと思って伺ってございました。今後議論を良いものにしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

岩淵委員

おはようございます。北海学園大学法学部で准教授をしております岩淵重広と申します。専門は商法です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

吉川委員

おはようございます。ニッセンレンエスコートの吉川（きちかわ）と申します。昭和55年北海道銀行に入行いたしまして、平成28年に函館支店長を最後に、道銀を退職しました。その後道銀の子会社2社を経て、一昨年から、現在のニッセンレンエスコートで勤務しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

鈴木委員

おはようございます。弁護士の鈴木賢治と申します。前々期の22期からこちらの審議会に来させていただきまして、前期は会長の任務も務めさせていただきました。札幌弁護士会では消費者保護委員会に所属しております。また、ホクネットにも所属しております。しっかりと議論させていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

番井委員

特定適格消費者団体消費者支援ネット北海道で理事をしております番井菊世と申します。前回に引き続き二期目ということで、皆様と御議論をさせていただきたいと思っております。

普段は司法書士という仕事をしております。ホクネットは、消費者に代

わって、事業者に対して裁判を行えるという消費者契約法で定められた特定の団体となっております、そちらで10年以上活動させていただいております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

中井委員 このたび、公募で委員となりました中井悦子と申します。江別消費者協会の会長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

渡邊委員 おはようございます。北海道高等学校長協会から参りました北海道石狩翔陽高等学校長の渡邊と申します。前々回の審議会の委員を務めさせていただいております。久しぶりですので、思い出するのに時間がかかるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

葭内委員 特定適格消費者団体消費者支援ネット北海道で事務局スタッフをさせていただいております葭内（よしうち）と申します。十数年前になりますが、消費生活アドバイザーの資格で苫小牧で消費者の相談を受けていたことがあります。ホクネットでは、PIOのデータをある程度テーマを絞って整理するといった作業をしております。いろいろ勉強させていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

山本委員 北海道大学法学研究科の山本と申します。商法を専攻しております。よろしくお願いいたします。

中畑委員 北海道商工会連合会で総務部長をしております中畑でございます。前期も審議会委員ということで務めておりましたけれども、今回もよろしくお願いいたします。

長島委員 北海道消費者協会の長島と申します。昨年度から会長になりまして、道協会の会長として初めてこの会議に出ますので、どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

基本的には北広島市の消費者協会の会長をしておりますので、今注目されているエスコンフィールドに是非いらしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

道の消費者協会ですと道立消費生活センターの業務を受け持っております、皆さんにもお世話になっておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

また先般ですね、私ども消費者の安全・安心を守るという活動の中で、10月には、エネルギーや物価の高騰がありましたので、道や国に、いろいろな意見をさせていただきましたけれども、今回、北電さんの方にも値上げの方、何とかならないかということでいろいろ申し上げまして、国ももう1回考えると、4月の値上げをもう1回考えると意見も出ていますので、また皆さんの御協力をいただきたいと思います。

どうぞよろしくをお願いします。

由水課長補佐

皆様ありがとうございました。

なお、緒方委員、川邊委員、里村委員及び勇崎委員は、本日御都合により欠席をされておりますことを御報告いたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(以下、事務局の紹介)

3 会長等の選出

由水課長補佐

それでは、ただいまから議事に入らせていただきますが、会長が決まっておりますので、会長選出までの間、消費者安全課長の石動が進行を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。

石動課長

それでは、会長選出までのあいだ、進行役を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。

当審議会の会長につきましては、先ほどもございましたが、消費生活条例第41条第1項により、委員の互選により選出することとなっています。会長の選出方法につきましては推薦ということで考えておりますが、よろしいでしょうか。

(一同異議なし)

ありがとうございます。それでは推選の方法をとらせていただきます。どなたか御推薦いただけますでしょうか。

(番井委員が挙手)

石動課長

番井委員。

番井委員

鈴木委員を推薦したいと思います。

石動課長

ただいま鈴木委員を御推薦する意見がございましたけれども、その他御推薦いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。ではほかにないようですので、鈴木委員に会長をお願いするということで、皆様御異議ありませんでしょうか。

(一同異議なし)

はい。ありがとうございます。

それでは会長は鈴木委員に決定いたしました。

それでは恐れ入りますが会長席にお移りいただきまして、御挨拶をお願いいたします。

鈴木会長

皆様改めましてありがとうございます。このたび、会長ということで、御推薦いただきまして皆様から選任していただきました弁護士の鈴木賢治でございます。前期に引き続き、このような形で会長を務めさせていただけるということで、しっかりと頑張ってお参りたいと思います。

当審議会は、道民の消費生活の安定と向上を図るためということで、様々な経験が皆様あるかと思っておりますけれども、道民のために、活発な議論をして参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

石動課長

ありがとうございます、それでは、これからの進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。

なお、大変恐れ入りますが、田辺局長は、この後別な公務がございまして、ここで退席をさせていただきます。

(田辺くらし安全局長退席)

それでは会長、よろしくお願い申し上げます。

鈴木会長

それではまず、会長代理の指名を行いたいと思います。北海道消費生活条例第43条第3項では、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、この職を代行するとなっております。

会長代理につきまして、山本委員にお願いしたいと考えておりますが、山本委員、よろしいでしょうか。（山本委員了承）

ありがとうございます。それでは会長代理は山本委員に決定いたしました。山本委員。こちらの会長代理席に御着席をお願いいたします。それでは一言御挨拶をお願いいたします。

山本会長代理

山本でございます。私も二期目になりますが、今回も会長代理をさせていただくことになりました。しっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。この後、次第に基づいて進行を続けていきたいと思っております。終了時間の確認ですけれども、12時頃を予定しておりますので、皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

4 説明事項

鈴木会長

それでは、次第に戻りまして、4の説明事項、（1）北海道消費生活審議会について事務局より説明をお願いいたします。

由水課長補佐

【資料1に基づき説明】

鈴木会長

ただいまの説明につきまして、何か委員の方から御質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

特にないようですので次に第3次北海道消費生活基本計画について、事務局より説明をお願いいたします。

由水課長補佐

【資料2に基づき説明】

鈴木会長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か、委員の皆様から、御質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

5 報告事項

鈴木会長

ないようですので、続いて、5の報告事項に入りたいと思っております。事務局から報告をお願いいたします。

まず、(1)消費生活関連施策推進状況等に関する年次報告について、
お願いいたします。

太田係長

【資料3に基づき説明】

鈴木会長

ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、委員の皆様
から御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。特にな
いようですので、続いて報告の(2)法令等に基づく行政措置等の状
況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

林課長補佐
谷内課長補佐

【資料4に基づき説明】

鈴木会長

ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、委員の皆様か
ら何か御質問等ございませんでしょうか。

では番井委員お願いします。

番井委員

相変わらず北海道さん、活発に措置、指導等が行われているなと思っ
て拝見させていただいております。

一点質問ですけれども、この令和4年が、非常に大きく生活環境が変
わった年だったと個人的に思っております。成年年齢の引き下げもあ
りましたし、物価上昇もありましたし、引き続きコロナ禍ということで、
環境自体大きく変わりましたので、傾向が変わるんじゃないかと思っ
ていたんですが、拝見させていただくと、令和3年から令和4年にかけて、
あまり大きく、特徴的なものが見られなかったと思いましたが、感想レ
ベルで構わないので、令和4年の特徴的な変化みたいなもの、消費者被
害の中あるいは事業者の動きであったりとかというのは、特になかった
と考えてよろしいでしょうか。

谷内課長補佐

令和3年度と4年度の比較でいいますと、道で受けた苦情の部分で
言いますと、やはり訪問販売、あと電話勧誘販売、通信販売というこ
とで、通信販売についてはこちらも法の改正があったということで、
注視していただければと思います。

通信販売については全国的に行っているものですから、道だけにと
どまるものではないんですけれども、個人的には通信販売について

は、法が改正された部分もあったので、事務局としてはできるだけ強化して見ていこうということになりますが、形態としては大きな動き、変化があったものではございません。

番井委員 わかりました。ありがとうございます。

鈴木会長 ほかの委員の皆様から何かございませんか。
岩野委員お願いします。

岩野委員 消費生活相談員ということで、感想レベルにはなりますが、お話ししたいと思います。

今の通信販売に関するところですが、確かに法の改正がありました。それがどのように効果があるかという、非常に疑問を持っています。

本当に雨後の筍のように定期購入の事業者が現れては消えています。別会社名ではありますが、似たような事業者が似たようなやり方で商品を変えて出てくる。そしてまた同じようなパターンでトラブルの解決が困難というのが、本当に繰り返されていて、特商法の改正だけで足りるのか、今後、注視というふうに言われましたけれども、本当に効果的な、抑制されるような法改正、また特商法だけではなく、他の法律などでどういうふうに捕捉できるのか非常に疑問視しており、相談業務については違うアイデアが必要じゃないかということは、申し上げておきます。

注視の方は、最大限お願いしたいと思います。

鈴木会長 御意見ということで事務局の方で受けとめていただければと思います。他の委員の皆様、御質問、御感想も含めてなにかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
ありがとうございます。

6 その他

鈴木会長 それでは続きまして、次第6のその他、情報提供といたしまして、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の概要について事務局より説明をお願いいたします。

谷内課長補佐

【資料5に基づき説明】

鈴木会長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、皆様から御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、以上で本日予定されていた議事につきまして、すべて終了いたしました。その他、委員の皆様から何かあれば、お聞きしたいと思います。

はい長島委員。

長島委員

先ほど、特定商取引法の意見が出たときに、言えば良かったのですが、北海道消費生活センターの方で私ども関係しております、消費生活相談員の資格を取得する人が減ってきているとの報告がありましたが、相談員の皆さんは、資格を取得するために大変な努力をされており、相談業務に日夜頑張っております。しかし、働き方改革などもありましたが、資格を取っても処遇が改善されておりません。若い方には、資格を取得したいと思われません。そのような中で現在の相談員の皆さんが頑張っていることをわかっていただければと思います。

相談員の数が応募してもなかなか集まらない、そういう点も含めまして、定員に達するということがなかなかない中ですから、皆さん頑張っていていただき、処遇が良くなればと考えているところですが、そういう形で皆さん頑張っているという現状もわかっていただきたいと思えます。

それから特商法ですが、28年度の改正がありましたけれども、5年したら見直しますということになっていて、5年経過しましたが、その中で改正をしていない部分があり、私たちは令和3年の預託法及び特商法の改正の部分、そのときにはジャパンライフでいろいろありましたので、そのとき国に改正してくださいと、ネガティブオプションなど考えていただいて、その点はだいぶ良くなってきたと思いますが、今言ったように、28年度の改正から5年たってから大幅な改正をするということをまだ国が実行しておりません。今の段階では訪問販売なんかも、事業者が突然訪問してきますが、北海道の場合は先ほど話しがあったように北海道消費生活条例でお断りステッカーがあるので、ステッカーを貼ってあるところに訪問したらダメだという形になっておりますけれども、悪い業者さんはそれが貼ってあるにもかかわらず、家の中に入ってきていろいろ売ってということがあります。全国的に、北海道のようにそういう法

律を作っただけだと、あまりないところが多いので、ぜひこれもやっていただきたいということと、あとインターネットですけれども、このごろ皆さん、スマホなどで見て、安いと思ったら、じっくり考えずに、これは良いと頼んでしまうということもあります。それですと、クーリング・オフの制度がありませんので、こういう部分もクーリング・オフの制度を可能にできるようにということ。

あとマルチの取引ですが、今若い方は、これで儲かるよとかそんな感じで皆さん安易に契約してしまっているんです。この儲かるという情報商材を買わされて、お金がないっていった場合ですね、どっかから借りたら良いんでないとか、若い方は考えもなく買って頼んでしまうとか、借金をしてしまうんですけど、それで返せなくなったら、自分の友達を誘えばその分安くなるっていうのが後出しマルチの誘い文句です。そういうところも、今後、より高めていただければなと思ひまして、私ども、各地のいろいろな団体と協力しながら、道庁、道議会また国にこれから意見書を出したいなというところで計画している状況です。

今いろんな形で悪質商法が横行してきますので、情報の発信で、こういうことで戦っているんだということを皆さんにちょっと覚えておいていただければと思ひ、情報提供させていただきました。

鈴木会長

長島委員ありがとうございます。ほかの委員の皆様も、なにか御意見、御感想含めてなにかあれば。

岩野委員どうぞ。

岩野委員

さきほどちょっと発言いたしましたけれども、その点についての補足と、質問を北海道の方に、投げかけたいということがございます。

まず先ほどの発言の補足ですけれども、通信販売の定期購入トラブルが増加しているというのはその通りですが、正直言ひまして、これはインターネットの中でのダークパターンをどう規制するかっていうのが結構大きなキモでして、特商法を超えるのではないかという気はしております。消費者一人ひとりの小さなトラブルというのは、世界的な流れであり、インターネットの中でダークパターンをどう規制するかという論点に実は近い話なんだという御認識をもっていたいただけたらよろしいかなと思ひます。

そしてあと一つ、これは道の方に質問ということなんですけれども、今、長島委員からありましたが、相談員資格の保有率というお話です。

待遇の面でも御努力いただいているというのは、心強く思うお話でございましたが、資格保有率が低下しているとか、募集してもなかなか人材が集まらないというのはまさにそのとおりで、その要因、原因を北海道ではどのように分析されているのか伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

鈴木会長

それでは事務局から、御回答をお願いします。

由水課長補佐

岩野委員の御質問でございますが、資格保有率が低いということでございますが、確かに都市部と地方とが分かれていて、都市部についてはある程度人材の確保ができるかなと思っておりますが、地方になりますと、資格を持っている方が少ないということがございますので、保有率が下がってくる。

地方では、地方の消費者協会の皆様に委託をしている市町村さんがあると思いますけれども、その協会の中では、やはりベテランの方がいらっしゃるしまして、資格は持ってないけれども十分に活動されるというような方がいらっしゃるということになるのかなと思います。

道としましては、資格の保有率を上げたいということがありますので、委託をしまして、そういう研修などを行っているところでございますので、今後とも道としましても広く皆様に、そういう研修をやっておりますよということで、広く広報周知して参ります。道としても、少しでも保有率を上げるように努力いたしますので、よろしく願いいたします。

岩野委員

ありがとうございます。私は全相協の会員でもありまして、そういった研修を企画している立場でもございますが、そういった立場で言うのもちょっとどうかなと思うんですけれども、なかなか原因分析がなされない中で、研修をする、周知するということが、効果的なのかと思うところもありまして、それは受託する側が考えることかもしれませんが、ただ原因の分析っていうのは、ある程度その根本的な原因はどうかというところは把握しておいていただきたいというのが実感でございます。

鈴木会長

引き続き、現場の御意見と、また行政の担当者において様々意見交換していただいて、このあたり詰めていただいて、相談員の資格者の確保に臨んでいただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。
お願いします。

葭内委員

長島委員からネットを介して副業を、そして情報商材を借金までして若者が購入するというお話をいただいたかと存じますが、成年年齢が18歳になったことに伴いまして、クレジットカードなどで簡単に契約をすることができるようになった若者がカモになると申しますか、そういう被害が増えるということが予想されるのではないかと懸念しておりますけれども、道ではなにかそういった対策ですとか、啓発活動というようなものは考えていらっしゃるのかどうか教えていただけますでしょうか。

由水課長補佐

まずは成年年齢の引き下げに伴います広報、どういうことをしているのかということでございますが、当課のホームページにおきまして、成年年齢の引き下げに伴うホームページを特設ページとして開設をしております。またその中で、リーフレット等添付しております、先週も情報を出しております。

また学校生協さんなどにも資料をお配りするなど、皆様に少しでも多く届くように、周知をしております。現在新たな資料を作成しております、今年度、3月末、まもなく新しい資料ができて、学校生協さんなどにお配りするということで進めています。

成年年齢引き下げに伴う苦情相談件数でございますけれども、18歳、19歳を2月末現在と比較しますと、令和3年度とあまり大きな変化はございません。令和3年度87件、今年度2月末現在で82件となっております、ほぼ横ばいという状態となっております。

鈴木会長

他の委員の皆様、なにかありますでしょうか。
渡邊委員お願いします。

渡邊委員

今の御質問と回答に関連してなんですけれども、高校の校長をしているものですから、この成年年齢の引き下げに関しては、数年前から学校でも危機感をもって、子供たちに対して消費者教育の部分は、かなり丁寧に取り扱って参りました。

社会の扉を使った啓発ですとか、家庭科の授業、それから社会科の授業においても、どういうことが生じてくるのかということについては、高校3年生で18歳になりますから、高校1、2年生の段階で必ず教育を

するという文科省からの指導もあって、丁寧にやって参りました。

今、ホームページというお話もあったんですけども、最近子供たちホームページって見ないんですね。私たちは、大人は正確な情報を得ようとして、ホームページをよく見るんですけども、子供たちは正直言って見ないです。

なので、確かにそういう正しい情報をこういうところで得なさいっていう指導も重要なんですけども、広報の仕方としては、もう少し工夫が必要かもしれないと思いました。これは意見です。

石動課長

ありがとうございます。今の話、実は他の会議の場でも話題になりまして、ある一定程度の年齢の方ですと新聞・テレビ・ラジオ、だいたいどれかは見るだろうし、インターネットにお詳しい方もいるだろうから、何らかの形で情報が伝わるとは思うんだけど、若者はテレビさえ見ない、新聞読まない、スマホばかり見ている。スマホを見ているといっても、我々が発信して届けたい情報に辿り着くことは、ほぼないだろうと思われまます。

どういったときに見るかというところよほど困ったとき、どうにもならなくなったとき、どうしていいかわからなくなったときに見て、ああやっちゃった、というのが多いんじゃないかという話になりました。

我々としては、そうなる前になんとか食い止めたいという思いで考えてはいるんですけども、伝わらない部分があって、その場ではどうしたらいいんだろうねということで、結論が出ずに終わってしまったんですけども、実際は今のお話のようにホームページを見ないということであれば、例えばどうすればそういった情報に触れるのか、あるいは情報の出し方を工夫すればいいのかなど、学校現場の方として、もし何か案があればと思いますが、いかがでしょうか。

渡邊委員

最近学校も積極的に公報しなければいけない時代になりまして、もちろんホームページですね、そこは充実させるんですけども、Twitterとか、それからyoutubeとかそういうものを積極的に活用して、極端な話、何とか生徒確保に努めるということはやるようになりました。ただそれがどこまで効果があるのかというと、わからないんですけども、先ほどおっしゃったように、テレビも新聞も見ませんから、本当に自分の興味関心があることしか、情報として収集しないんですね。

なので、そこになんとか太刀打ちするために、子供たちがよく見る

Twitterとか、youtubeも厳しい部分はあるんですけども、そういうことは学校現場でもやり始めています。

鈴木会長

長島委員どうぞ。

長島委員

道協会の会長の立場でなくて、いち消費者協会の立場で言います。

私ども北広島の消費者協会では、今、皆さん対面が全然なくなってきているということもあるんですけど、養護学校からも依頼がありまして、先生方はあまりこの子たちわからないよって言われるんですけど、生徒さんと話したら、私たちが説明したら、本当に皆さん手を挙げてどんどん質問してくれましてね、こういう場合はどうなるのって。

そういう媒体ではなくて、向き合って話すっていうのはいいんだなあと思いました。

成年年齢が18歳になったということで、高校と大学からすごく講演の依頼が来るんですね。それでこのあいだは大学ですけども、学部で2回に分けて話しましたけれども、相談するところがあるんだなことがわかって、学生さんが私の相談室に来て相談してくれて。

その大学の学長から、続けてくれるのかという依頼があり、やりますよということで、それで私が、1年生全部に、260人かそれくらいに話すことになっています。

それでこのあいだですが、北広島高校とうちの方ではこれまでいろいろ流れはあったんですけど、このところコロナでしばらくなにもなかったんですけども、そのある先生から電話があって、行き先が決まった高校3年生は大学に受かったり、就職したりするから、話しに来てくれないかという依頼があり、話しに行っただけです。生徒たちは、話を聞いてくれるかなと思ったけど、すごい熱心に聞いてくれて、先生が全員からアンケート取ってくれたんです。

そしたらびっくりしますよ、皆さん。やあ、そんなこと知らなかったって。社会に出たら、こんな危ないこともあるんだなって、聞いて大して良かったって。先生がおっしゃったように、人がこれやれって言ってもやらないような時代に、全員が本当に聞いて良かったって。

リモートリモートっていくら言っても、やはり対面でお話するっていうことが、効果があるんだなっていうのが私たちわかりましてね、やはり積極的にこういうのやってるんだよっていうチラシをどんどん学校行って配るとか、とにかくやってちょうだいっていう依頼があれば、学

校と我々話す方とお互い上手く関係を作って対面でやるっていうのが一番だなと思いました。

ですから先生も、暇そうにしている子供たちに是非聞かせてあげてください。本当に感想聞いたら感激しました。全員が、大変なことだったんだって、これを教訓にして頑張ろうとか、すごい思ってくれました。

中井委員

道協会の非常勤講師をしており、高校に依頼があれば行っておりますが、対面でお話をすると、「これから社会に出て行った時に、やはりこういうことも必要なんだ」「相談するところがわかった」という御意見がとても多いですね。

ぜひ学校訪問講座の件数を増やしていただいて、直接お話しする機会を増やしていただきたいと思います。

本当は地元の相談員さんがお話しすれば一番良いのかもしれませんがなかなかそれが叶わない場合もあると思います。消費者教育の場を増やしていただけたらと思います。。

鈴木会長

ありがとうございます。

吉川委員、よろしく申し上げます。

吉川委員

角度を変えてお話をさせていただきます。

日本貸金業協会というのがありまして、昨年度の日本における不正利用が330億円。それから今年度は400億円といわれています。

カードを発行する会社側、それから使われる側、カードを持って使う人、それから加盟店というんですけど、こちらもいろいろな対策をとって、特にインターネット関連、不当請求、それから不正利用に対しても対応しているんですけども、結局、いたちごっこみたいな形になっていて、ひとつ手を打つとまた新しいことをやってきて、私どものニッセンレンエスコートだけでも、今年度5000万円です。

本当に各クレジット会社が非常に頭を痛めているところなんですけれども、とにかく、いつ収まるのかなということが想像できない状況になってるのが現状です。

もう一つ、先ほど成年年齢の引き下げにおける被害が増えるんじゃないかと言っていましたけれども、原則、キャッシングについては枠を認めていません。親御さんとか、保証人などからどうしてもという場合に相談には乗りますけれども、原則認めてないということですから、こ

れについては、通常の日本貸金業協会に加盟している会社は、そういう対応をしているというのが現状です。以上です。

鈴木会長

吉川委員ありがとうございます。

ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

それではちょっと私の方から、こういう場なので、参考めいた話を一言申し上げたいと思います。

弁護士として日頃業務をしていて、札幌の弁護士会では消費者保護委員会というところに携わらせていただいています。北海道のセンターや札幌市のセンターにも、定期的に人を派遣させていただいて、ホクネットでも監事という役員をさせていただいて、ホクネット経由で、道からの委託事業で、専門学校とか、高校、大学とか、特に成年年齢引き下げになった後、今年度10件ぐらい私がたまたま担当させていただいて、先ほど各委員からもお話があったんですけども、感想としては、真剣に聞いていただいている生徒さんが多い。

弁護士という立場で行くってということが、ひとつ非日常的な印象もあるでしょうし、相談員さんやまた各協会さんの方で、日頃の先生じゃない方が来て、今日はなんだ、と。

そういう中で、今度は新たな刺激を受けるという側面は、あるんじゃないかなというふうに思います。

もちろん高校の授業の中でも様々な、成年年齢引き下げも教科書を含め、社会への扉を使ってだと思いうんですけども、やはりこれ、高校三年生になって進路が決まった、一人暮らしを始める、いろんなことがあり得るひとりで何でもできる年齢になって、これからすぐ社会に出るといふ、今の18歳、19歳、20歳ぐらいの方々に僕らがどういふことを伝えられるか。

何かきっかけ、気付き、またちょっとした情報提供ですね、何かあったときにこういうところがあるんだよということを、全てをその場で理解するのは困難でも、そういうところを意識してお話しさせていただきました。

以前もこの審議会でお話しをさせていただいたことがあるんですけども、様々な段階で、実は消費者教育をされていると思うんです。実は弁護士会も訪問して高校で出前授業をやってますし、道のセンターもやってますし、地域では地元の消費者協会さんもやってます。ホクネットも委託事業を受けてやってます。

是非、お忙しいところあれなんです、道の事務局にはそのあたりを一度整理をして、事務局の皆さんが現場に入ってなにかをすることになるとなかなか難しい。マンパワーの問題もあると思います。

これだけいろんな方が現場でやられていますので、事務局の皆さんはぜひ中枢として、情報整理をまずして行って、その中で現状を見て、人を動かしていくにはどうしても予算がつかなくちゃいけない。これはもうどの組織も一緒だと思いますけれども、予算をとるのはなかなか難しい。

だからこのボランティア、無償に近い形でやっている皆さんの力を借りながらですね、特にこれからの社会を支える若者に対して、いろんな協力をしていくってことは非常に大事なんじゃないかなと思いました。

この情報化社会で、私もついていけているのかと思ったりする部分がありますし、今の10代、20代の方の感覚っていうのはちょっと想像が付かない部分も正直あるところだと思います。委員の皆様もそういうところがあるんじゃないかなと思います。そういうところも、現場の生徒さんと触れる中で、感覚を僕らも磨いていながらやっていく必要があるんじゃないかと思います。ちょっと雑感です。

それでは本日予定されたことは以上となりますので、事務局にお返ししたいと思います。

7 閉 会

由水課長補佐

鈴木会長ありがとうございました。本日委員の皆様には御多忙中に御出席をいただきまして、活発な議論と御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。感謝申し上げます。

ここで事務局から、今後の審議会の予定についてお話しをさせていただきます。

令和5年度は2回の開催予定としておりまして、1回目は8月中旬から9月上旬。2回目を翌年の1月下旬から2月上旬を予定してございます。なお、2回目の審議会では、先ほど御説明いたしました第3次北海道消費生活基本計画が令和6年度までということになっておりますので、次期計画につきまして諮問をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして令和4年度の北海道消費生活審議会を閉会
いたします。本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

(了)